

四日市市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 1 月 29 日

四日市市長 田 中 俊 行

#### 四日市市規則第 2 号

四日市市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

四日市市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成 17 年四日市市規則第 36 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規則は、市長の権限に属する事務について、教育委員会、農業委員会、<u>上下水道事業管理者及び病院事業管理者</u>に委任し、又は教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、議会、上下水道事業管理者及び病院事業管理者（以下「委員会等」という。）の補助職員及び委員会等の管理に属する機関の職員（以下これらの職員を「事務局職員」という。）に補助執行させるに当たり、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（委任）</p> <p>第 2 条 市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 153 条第 1 項又は第 180 条の 2 の規定に基づき、その権限に属する事務の一部を次条から <u>第 6 条</u>までの規定に定めるとおり委任する。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規則は、市長の権限に属する事務について、教育委員会、農業委員会及び<u>上下水道事業管理者</u>に委任し、又は教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、議会、上下水道事業管理者及び病院事業管理者（以下「委員会等」という。）の補助職員及び委員会等の管理に属する機関の職員（以下これらの職員を「事務局職員」という。）に補助執行させるに当たり、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（委任）</p> <p>第 2 条 市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 153 条第 1 項又は第 180 条の 2 の規定に基づき、その権限に属する事務の一部を次条から <u>第 5 条</u>までの規定に定めるとおり委任する。</p>

(上下水道事業管理者への委任)

第5条 上下水道事業管理者に委任する事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)から(5)まで (略)

(6) 水道事業及び下水道事業並びに第1号から前号までに掲げる事務の収入に係る地方自治法第231条の2第6項の規定に基づく指定代理納付者の指定に関する事務

(7) (略)

(病院事業管理者への委任)

第6条 病院事業管理者に委任する事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 病院事業の収入に係る地方自治法第231条の2第6項の規定に基づく指定代理納付者の指定に関する事務

(2) その他特に市長が指定した事務

(補助執行)

第7条 市長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、その権限に属する事務の一部を次条から第14条までの規定に定めるとおり補助執行させる。

第8条 (略)

第9条 (略)

第10条 (略)

(上下水道事業管理者への委任)

第5条 上下水道事業管理者に委任する事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)から(5)まで (略)

(6) (略)

(補助執行)

第6条 市長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、その権限に属する事務の一部を次条から第13条までの規定に定めるとおり補助執行させる。

第7条 (略)

第8条 (略)

第9条 (略)

第 1 1 条 (略)

第 1 2 条 (略)

第 1 3 条 (略)

第 1 4 条 (略)

第 1 5 条 (略)

第 1 0 条 (略)

第 1 1 条 (略)

第 1 2 条 (略)

第 1 3 条 (略)

第 1 4 条 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

( 総務部総務課 )